

『江談抄』にみられる言語生活

宇都宮 睦男

(要旨)

『江談抄』は、大江匡房の談話を藏人藤原実兼が筆談した説話集であって、十二世紀初頃成立。中に言語生活に関する説話が見られる。その内訳は、類聚本系の場合、ほぼ「話す言語生活」に属するものが二条、聞くそれが一条、書くそれが四条、および読むそれが十八条である。「読む言語生活」に関するものが圧倒的に多く、しかも、このうちの十条は和漢朗詠集の注釈に関するものである。同じ説話集でも「十訓抄」などに比べて、読み・書く言語生活に関するものが多く、特に詩句の解釈や難語句の読みなどの記事が多い点に特色がある。
〔キー・ワード……言語生活、語句の解釈、難語句の読み、朗詠集の注釈〕

はじめに

『江談抄』については、既に『日本文学史辞典』（京都書房・一九八二・九・二刊）において、高橋貢氏によって簡にして要を得た解説がなされている。

江談抄 六卷。大江匡房の談話を藏人藤原実兼が筆談したものの。一二世紀の初めごろの成立。本書は今日説話集の一作品とされているが、有職、故事、先例、卜占、詩の語句の解釈、難語句の読みなど、さまざまな記事を含み、その中に興味の

ある説話がある。たとえば、吉備真備が中国で鬼に助けられて「文選」を読んだ話、博雅三位が逢坂の盲人から琵琶の秘曲を習得した話など。

『江談抄』のテキストは『新日本古典文学大系』（以下『大系本』と略称）本解説によると、古本系と、それを再編してなった類聚本系とが存する。古本系には神田本、「水言鈔」（「水言」は「江談」の省筆）と呼ばれている醍醐寺三宝院本および前田本などがあり、一方、類聚本系には三条西家旧蔵本（国文学研究資

料館蔵)、群書類従版本(東北大学附属図書館狩野文庫蔵)および宮内庁書陵部蔵柳原紀光奥書本などがある。古本系の記事は、最も多い水言抄でも二百五十六条であるのに対して、類聚本系(三条西家本)には四百四十五条の記事がみられ、その差は百八十九条である。この増補部分は、巻四と巻六に集中していて、この二巻が別の資料を用いたことを推測させるが、これは『和漢朗詠集』の古写本に書き入れられた江記、いわゆる「朗詠江注」であることが明らかにされている。

さて、本稿で取り上げるテキストは、先の類聚本(三条西家本)を底本とする大系本によった。原文は所々に片仮名表記を交えた和化漢文体であるが、大系本では、それを漢字平仮名交り文になおしてある。この本文によることにした。『江談抄』には、先の解説にもあるように、「詩の語句の解釈」「難語句の読み」など言語に関する記事が存するので、これを「言語生活」の四部門(話す、聞く、書く、読む)に分けて、どのような言語生活が見られるかを明らかにしてみたい。なお、本文の解釈、語釈に関しては、大系本の脚注の他、『古本系江談抄注解』『類聚本系江談注釈』(共に「江談抄研究会編」)などを参照した。一々ことわらなかつたが、多大の学恩に感謝したい。

一、話す言語生活

まず「話す言語生活」に関する記事は、次の二条である。引用

文の終わりの(一)内の数字は巻数と説話番号である。傍線は筆者の付したものである。

①「為^な仲^な云はく、「^時時^時卿の女、^三三条院^東宮^宮の時に参らるる日の夕べ、大將、大入道殿に参り、申されて云はく、「^輦輦車の宣旨を下されんや。件の事莫大の恩を蒙らんと欲ふ」と。返答して云はく、「^ななどかは。恩許有るべき事なり。奏達せんと欲ふ」と云々。大將、感悦に堪へず、起坐^起舞して退出す。

入内の剋^剋現^現に及び、宣旨を相待つといへども、すでももつて音なし。筵道^筵を敷きて参入せらるるなり。時の人、密^密かに紅

梅^梅の大將と号^号く。また、かの大將の家の前庭に紅梅あり。すなはち空^空拜^拜と称^称ふ」と云々。(二の七)

藤原濟時の娘(姫子)が、三条天皇が東宮であった時に入内したが、その際、輦車の宣旨を賜わるよう、兼家に願い出たところ、「承知した。奏達しよう。」ということなので、拜舞して退出した。ところが、入内の刻限になつても、宣旨がおりないので、しかたなく筵道を敷いて参入した。そこで、口さがない者が、「こうばいの大將」と蔭口をたたいた。「こうばい」は「空拜」と記し、起坐^起舞したのが無駄になつたことと「紅梅」とをかけたのである。大將の家の前庭には紅梅があつたのである。「空」は漢音「コウ」、呉音「ク」である。ここでは、漢音「コウ」が用いられている。

②「天曆皇帝、道風朝臣を召し、勅して云はく、「我が朝の上手は誰人ぞや」と。申して云はく、「空^空海^海・敏^敏行」と。時の

人難じて云はく、「大師の御名においては音読に奏すべきなり。敏行をばなほ」としゆき」となむ奏すべき」と云々。

(二の21)

村上天皇が道風に、名筆はだれかと尋ねられた時、「空海と敏行です」と答えた。これに対して、時の人達が「空海」を音読するのはよいが、「敏行」はやはり「としゆき」と訓読しなければならぬと言った。「敏行」は当時、通称として「ビンコウ」と音読していたが、天皇に対しては、かく音読するのは不謹慎だといふのであろう(注解)。

二、聞く言語生活

次に「聞く言語生活」に関する記事は、一条見られる。

③また命せられて云はく、「葉二は高名の横笛なり。朱雀門の鬼の笛と号くるはこれなり。浄蔵聖人笛を吹きて、深更朱雀門を渡るに、鬼大声にて感ず。それより、この笛を件の聖人に給ふと云々。その後、次第に伝へて入道殿に在り。後一条院御在位の時、蔵人某をもつて、この笛を召さる。蔵人笛の名なるを知らず。ただ「はふたつ参らせ給へ」と申すに、入道殿、「何事も承るべきに、齒二つこそ欠くまじけれ。もしこの葉二の笛か」とて進らしめ給ふ」と云々。(三の50)

「葉二」という名高い横笛があり、初め浄蔵聖人のものであったが、次第に伝えて、入道殿(道長)のもとにあった。これを後一

条院が取り寄せるために、蔵人某を使者に遣わされたが、蔵人はそれを笛の名と知らなかつたので、ただ「はふたつ」を献上なすつて下さいと言った。道長は「何事も承るべきですが、齒二つは欠くことができません。あるいはこの葉二の笛でしょうか」と言つて、これを差し上げたというものである。もし「葉二」と書いてあれば、「齒二」と誤解するはずはない。「はふたつ」ということばで聞いたために起つた誤りである。「十訓抄」第七には、道長ではなく、宇治殿頼道がこの笛を召されたように記してある。

三、書く言語生活

次に「書く言語生活」に関する記事は、四条みられる。

④「上東門院、一条院の女御たりし時、帳の中に犬の子、不慮のほかに入りてあり。見つけて大いに奇しきみ恐れては入道殿道長に申さる。入道殿、匡衡を召して密々にこの事を語らしめ給ふに、匡衡申して云はく、「極じき御慶賀なり」と申すに、入道殿、「何故ぞや」と仰せらるるに、匡衡、申して云はく、「皇子が出来たらしめ給ふべき徴なり。犬の字は、これ点を大の字の下に付くれば、太の字なり。上に付くれば、天の字なり。これをもつて謂ふに、皇子出で来給ふべし。さて、太子に立ち、必ず天子に至り給はんか」と。入道殿大いに感ぜしめ給ふ間、御懐妊有り。後朱雀院天皇を産み奉らしむるなり。この事秘事なり。退席の後、匡衡私かに件の字

を勤へしめて、家に伝へしむるなり」と云々。(二の9)

上東門院(彰子)が一条天皇の女御であったとき、帳の中に犬の子が入っていたのを見つけて、大層あやしみ恐れて入道殿(道長)に申し上げられた。入道は匡衡に、そのことを話すと、匡衡は「皇子がお生まれになる前兆です。犬の字は点を大の字の下に付けると太の字となり、上に付けると天の字です。ここから判断すると、皇子がお生れになり、そして太子となり、次に天子に至られるでしょう。」と述べる。「犬」という字の点を、「大」の下や上に移すことによつて、夫々「太」「天」という字になるといふので、このような文字を書くことが前提となつてゐる。文字の成り立ちから運勢判断をしてゐる。「十訓抄」第一にも類話が載つてゐる。

⑤談られて云はく、「匡房帝王に仕へ納言に至れるは、始祖音人卿の檢非違使の別当為りし時、国家の奉為に能く忠を致せし故にして、必ず帝王に仕ふるなり」と云々。予問ひて云はく、「その由緒はいかん」と。答へられて云はく、「音人檢非違使の別当為りし以前、獄所は長岡京に在り。件の所にて、獄所は極めて荒涼なるをもつて囚人やもすれば逃げ去りぬ。よりて音人この獄門を改めて立てし後は、逃ぐる刑人なし。また恩を重んずるなり。善根を修する人、饗饌を与へて施饗と称ふは、これかの時に始まるなり。よりて音人の最後に談られけるは、「我が子孫は国家に忠を致すに依りて、必ず帝王に仕へて大位に至るべきなり。ただし、刑人のその罪尤も

重き者、これ囚獄の門に依りて輒く逃ぐる者なし。また路次に往行する者の、ややもすれば食物を与へたるも、別法の目に依りて輒く獄門に入ること能はず。その報いに依りて定めて子孫少くあらん」と云々。この事尤もの理なり。よりて匡房も勅頁佐為りし時、その蹤を追はんがために路頭夜行の事、稠しくもつて申し置きしところなり。国家の奉為に忠を致すためなり。よりて後三条院の御時、全らもつて強盜の聞えなし。

また、身において学びて拔群ならしむるは、先考無才為りといへども、能く伝家の文書の条々、書写を為して加へらるるの致すところなり。先考は明障子をもつて四面に立て、その中に家の文書を曝涼し、皆ことごとく印を捺せり。また損じ失せたるところには、必ずその本を尋ね求めて共継せらるるなり。常には「我はこれ江家の文預かりなり」とぞ申され侍りし。青侍四人をもつて、件の障子の中に置き、一人には続飯を糊せしめ、一人には文を披かしめ、一人には継ぎ立たしめ、一人には書き継がしむ。かくのごとくして年月を送る。後代の物語なり。披露せらるべからざるか。」と。(二の17)

大江匡房が、自分が今日あるのは、遠く大江家の始祖音人卿の国家への忠勤に始まる。自分も勅負佐のとき、音人卿にならおうとして、国家のために忠を尽くした。また、自分の学問が他に抜きん出たものにさせたのは、全く亡父(成衡)のお陰である。亡父は才能は無いと言つていたが、家に伝わる文書の一つ一つ書写

し、増やしてくれた。亡父は、明り障子を四面に立てわたし、その中で家の蔵書を曝書した。そのすべてに蔵書印を捺し、欠損したところがあれば、必ずその原本を探し求めて書き継がれた。いつも、私は大江家の文預りである、と言っておられた。青侍四人を、その明り障子の中に入れ、一人に続飯（飯粒を練って作った糊）をねらせ、一人に卷子を開かせ、一人に継ぎ貼りをさせ、一人に書き継ぎをさせなどした、というのである。匡房の亡父が文書を書き写して蔵書を増やし、家の文書を虫干しして、蔵書印をおし、又紛失した部分は紙を継いで補写したというもので、平安時代の博士家の蔵書の保管、書写の様子が具体的に記されている。

⑥ 閣を閉ちて唯聞く朝暮の鼓

樓に登りて遙かに望む往來の船

河陽館に行幸す 弘仁御製

故賢相伝へて云はく、「白氏文集の一本の詩、渡来して御所に在り。尤も秘蔵せられ、人敢へて見ることなし。この句はかの集に在り。観覧の後、すなはちこの觀に行幸せられ、この御製有るなり。小野篁を召して見せしめたまふに、すなはち奏して曰はく、「『遙』をもって『空』と為さば、いよいよ美かるべし」といへり。天皇大いに驚き、勅して曰はく、「この句は楽天の句なり。汝を試みたるなり。本は『空』の字なり。今、汝の詩情は楽天と同じきなり」とのたまへり。文場の故事、尤もこの事に在り。よりて書す」と。（四の5）嵯峨天皇の秘蔵されている『白氏長慶集』卷十八「春江」の

三・四句の「閉閣只聽朝暮鼓、上樓空望往來船。」を、「閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望往來船」と改変して、小野篁に見せられた所、篁は「遙」を「空」としたならば、もつとすばらしくなるでしょう、といった。嵯峨天皇は大いに驚いて「この句は白楽天の句である。お前を試したのだ。もとは『空』の字である。お前の詩情は楽天と同じである」と述べられた所である。「遙」では距離的な遠さしか表せないが、「空」だと「むなしく。いたずらに。ひっそりとした。さびしい。ひとげがない。」などの意味があつて、物理的な距離だけでなく、心理的な描写も可能になり、それだけ表現に深みが出るのではないだろうか。

⑦ また問ひて云はく、「杣」の字は誠に本朝の作り字か、いかん」と。命せられて云はく、「杣」の字は本朝の山田福吉の作

るところなり。榊の字はまた日本記に見ゆ」と云々。（五の

39）

「杣」の字は、本当に日本で作ったのか、と尋ねたのに対して、「杣」の字は日本の山田福吉が作ったのである。榊の字もまた日本記に見える」とある。しかし、実際は日本書紀には無く、倭名抄に「日本記私記、天香山之真坂樹。左加木漢語抄榊字」とある（注解）

三、読む言語生活

次に「読む言語生活」に関する記事は、最も多く全部で十九条

拾える。特に巻四に集中（十例）しているが、これは既述のように、朗詠集の江注である。

⑧また命せられて云はく、「時棟は全らもつて経を読まず。ただ理趣分ばかりを清範に受け習ふなり。観音をば観音と読むなり。補怛羅山の観音と云ふは常の事なり」と云々。（一の49）

大江時棟（匡衡の養子）は全く経を読まなかつた。ただ、理趣分（大般若経の第五七八巻。真言密教で重んじられた）だけを興福寺の僧清範から習った。観音を「観音」と読み、「補怛羅山の観音」などといつも言った、というものである。「くわんいん」「ほとたらしん」は漢音読みであり、呉音だと「くわんおん」「ふたらしん」となる。

⑨また云はく、「古人の名の唐名に相通する名など。三善清行（みよしのきよゆき）居逸（きよいつ）。嶋田忠臣達音（しまのただおとのおん）。紀長谷雄発超（きのはせおほ）。源順真珠（みなもとのまはら）。慶保胤定沢（けいほのむねさだ）。法名心覚（はうなごころ）。江拳周達幸（かうたかかたか）。藤明衡安蘭（とうあきひらあんらん）。江匡房満昌（かうまほみさあき）と。（二の38）

これは、古人の名前を音読みして中国名と相通する名を列挙したものである。「居逸」はキョイツと読んでキヨツラと通じ、「達音」はタツオンでタダオミに通じ、「発超」はハツセウと読んでハセオと通じるのであろう。又、「真琰」はシンケウでシタガフに通じるか。「琰」は名義抄に「音教」とある。「定譚」は「定」にヤスの読みがあり（名義抄「ヤスシ」）、「譚（沢）」はタネに近似する。「多幸」はタカウでタカチカに通じ、「安

蘭」はアンランでアキヒラに通じ、「満昌」はマンシャウでマサフサに通じるのであろう。

⑩また云はく、「古人の名の読まれざるものならびに法名など。定基江家（じやうきかうけ）、法名寂照（はうなごころ）、参川入道（ましかわにんどう）これなり。唐号は円通（たうごう）。遍昭（へんせう）僧正（そうじやう）、良峰宗定（らうほうそうじやう）。能因橋永愷（のういんきやうえいかい）。今毛人大師（いまえにんだいし）。愛発（あいはつ）。朝成（あさひら）。惟茂（いしげ）。法名悟妙（はうなごころ）。華山院法名入覚（くわせんいん）。義懐中納言（ぎわいちゆうなごころ）。法名悟真（はうなごころ）。大入道殿（おほにんどう）。法名如実（にじつ）。仲平静覚（なひらじやう）。道長行観（みちながぎやう）、また行寛と改む。高光少将（たかみつせう）、如覚道号寂真（にやうかくだうごう）。内相藤押勝仲磨（うちさうとうおしかつ）、惠美大臣と号す」と。また云はく、「藤慶は道明大納言の字と云々。藤文は在衡の字と云々。藤賢は有国の字と云々。式大は惟茂の字と云々」と。（二の39）

これは、古人の名で難読のものを列挙している。「今毛人」は水言鈔に「イマエヒス」と付記し、「愛発」は二中歴十三に「ヨシチカ」、尊卑分脈に「チカナリ、チカノリ、ヨシアキラ」とある。「朝成」は東松本大鏡・伊尹伝に「アサヒラ」と付訓し、「惟茂」は水言鈔に「惟茂」と付訓している（脚注）。

⑪「世、英雄の人をもつて右流左死と称ふ。四字は皆呉音。その詞は由緒有り。昔、菅家は右府為り、時平は左府為り。ともに人望あるなり。その後、右府事有りて流され、左府は薨逝す。故に、時の人、人望有る者を称ひて、右流左死と号くと云々。（三の21）

これは、英雄（人にすぐれた人。摂関家に次ぐ家柄をさす場合があるが、この場合には当たらない）の人を「右流左死」という理

由について述べている。

⑫「嵯峨天皇の時、「無悪善」といふ落書、世間に多々なり。

篁あやかし読みて云はく、「『さがなくはよかりなまし』とと読む」

と云々。天皇聞き給ひて、「篁あやかしが所しよ為ゐなり」と仰せられて、

罪を蒙かぶらんとするところ、篁申して云はく、「さらに候ふべ

からざる事なり。才学の道、しかれば今より以後絶ゆべし」

と申すと云々。天皇、「尤ももつて道理なり。しからば、こ

の文ふみ読よむべし」と仰せられて書かじめ給ふ。一伏三仰不來待

書しよ暗あや降か雨あめ慕も漏も寝ね。かくのごとく読む」と云々。

十 二十 三十 五十。落書の事。

海岸香。怨みうらみ在ある落書らくしよなり。

二門口月八三。中なとほせ。市中小斗しよちゆうを用ゐる。

欲。唐たうのけさう文。谷やの傍はたらに欠かり有あり。

日本の返事を欲す。

木の頭切れて、月の中破ちやる。不用。

粟天八一泥あし。加か故こ都と。

ある人云はく、「為市々々、有砂々々」と。

また、左繩足出さじゆ。しめとよぶ。(三の42)

これは、現行の「春夏冬二升半升」(商あやひ益えき々々繁はん盛せい)に類する

文字遊びの一種である。「無悪善」は「さがなくてよかりなま

し」、「一伏三仰不來待書暗降雨慕漏寝」は「つきよにはこぬひ

とまたるかきくもりあめもふらなんこひつつもねん」と読む。以

上かみが、水言鈔みづごんしやうによると、第82条で一まとまりとなつていて嵯峨天

皇と小野篁おののあやかしに関する説話である。しかし、「十、二十、三十：

：」以下は別の条(202, 229, 231条)に入っているので、本来は82条と

は無関係であつたものを、再編する段階(類聚本)でまとめたので

あろう。

さて、「十二、二十、三十、五十。落書の事。」は、大系本脚注に

「四十が欠けていることに意味があるが、未詳。」とある。も

し、注の通りであるとすると、「よそな(四十無)がら」と読ん

で、「それとなく。間接的に。」という意味とみるのはどうだろう

か。答は「落書」である。「落書」はそれとなく風刺するものだ

からである。一案として出しておく。

「海岸香」は、類聚本の卷一の第7条に続きべき語である(水

言鈔では230, 231条と連続している)。ちなみに、卷一の第7条は次

のようである。

また言はく、「藏人式くわんじんしきに云はく、「石清水の臨時の祭は、安

和□年三月なつ中の午うまの日、初めて祭らるるところなり。使は大

入道にりだうなり。舞人の装束まうそくは下襲したぎは桜色」と。非常の宰相江は

銅臭どうじゆ、不次の納言のつぎは(一の7)

右の傍線部について、大系本九十頁の脚注五で、「『非常の宰

相は江銅臭、不次の納言は海岸香』となる。先例に倣なまわないやり

方で任せられた参議大江氏は金で官職を買つたもので俗臭しよじゆに満ち、

拔擢はつてつされた中納言の清潔さは海岸香のようである、の意。銅臭は、

後漢の崔烈が錢五百万で司徒の官を買ひ、人々から嫌われたとい

う故事(蒙求)。海岸香は法華經に見える香の名。」とある。

「二門口月八三」は、その真中に線を引けば、「市中用小斗

(市では小さな升を用いる)」となる。「欲。唐のけさう文。：

」については、脚注に「唐からの懸相文(恋文)に、谷の横に

欠がある」とあり、それが欲の字となり、日本からの返事がほしい

という意味である。」(90頁)とある。「木の頭切れて、月の中

破る」は「不用」となり、懸相文に対する返事であろう(脚注)。

「粟天八一泥」は「あはでやひとりぬる(恋人に逢えないで一人

寝をすることであろうか)」で、答は「かこつ」である。泥は名

義抄に「泥ヌル(法上38)」とある。「為市々々、有砂々々」は未詳。

「左繩足出」は、この四字で「シメ」とよぶ。「しめ」はしめな

わ。しめなわは左編みになった繩の藁の端を切らずに垂らすから

である。脚注には、「日本書紀・神代上『端出之繩』」の注に

「左繩端出、此云ニ斯梨俱梅籬波」を引用する。

⑬ 暗に野人と作す天の与へし性
狂官は古より世の呼びし名

惟十四に酬ゆ 野相公

故老伝へて云はく、「野相公、人となり不羈にして直を好む。

その賢を妬みて、呼びて野狂と為す。これすなはち篁の字の

音は狂の字の音なりと云々。よりにてこの句を作る」と。(四

の24)

右の朗詠句の意味は「人々は私のことをひそかに野人としている

ようだが、それは天が与えた性質である。狂官とは昔から世間で

呼んでいる名である。世間でいわれていた「野狂」の呼称の

「野」と「狂」とをそれぞれ前句と後句に置き、前句の「野」に

小野を、「性」に姓を懸ける。」(脚注一〇)とある。右の傍線部

は、篁は吳音でワウ、狂もワウ(名義抄「狂和ワウへ佛下末137」)

である。

⑭ 蝸牛の角の上に何の事をか争ふ
石火の先の中にこの身を寄せたり

この詩、往古より読みの説有りと云々。(四の56)

右の「読みの説有り」というのは、大系本の脚注に「たとえば

朗詠集貞和本に「争ニ何事」について「何事を争フ」「何事を

争フヤ」「争ふコト何ノ事ソヤ」(片仮名が原注)という三通り

の読み方が付され、菅家本に「寄ニ此身」について「此の身を

ヨセタリ」「此の身を寄ス」の二つの読みが示されている。この

ような読み方をいうのであろう。」(131頁)とある。

⑮ 憐ぶべし九月初三の夜
露は真珠に似たり月は弓に似たり

古人伝へて云はく、「憐」の字の訓は楽なり。禁諱を避く

暮江吟 白

る時は、件の訓を用ふるべし」と(四の57)

右の「憐」の訓は、名義抄に「憐カナシフウツクシク(法中93)」

とあり、又、「楽ウツクシフ(佛下本105)」とある。

「憐」に「ウツクシフ」の訓が存する。「禁諱」は、脚注に

「アハレフ」の訓からは、哭・愴・悲・棲・哀などの語が連想されるので、忌み避けるべきものと考えられたのであろう。」

(131頁)とある。

⑯ 聖皇自ら長生殿に在しませば
蓬萊王母が家におもむかず

蓬萊王母が家におもむかず

楊衡 上春詞

蓬萊王母が家は二所か。(四の61)

右の「蓬萊」は渤海にあり仙人が住むという想像の島。「王母」は西王母。崑崙山に住むという仙女。不死の薬をもつ。右の傍線部について、大系本の脚注は「蓬萊と西王母の住む所とが二所ということとさらに問題にしているのは、「蓬萊の王母の家」という読み方があったからであろう。朗詠注で「萊」の下に「一」を付し、「一説無二之点」と注記するのは、そのことを示すものだろう。」(133頁)とする。この「一」は区切りの印である。

⑰ 再三汝を憐れぶこと他の意にあらず

天竺の遺民見るに漸く稀らなり

白 康叟に贈る

再度三度の三は去声に用ゐるべし。

しかるに平声に用ゐたり。(四の62)

右の傍線部について、脚注は「三」は平声用いる場合と去声用いる時とがあるが、再三、しばしばの意味で用いる時には去声。」(133頁)であるが、それにもかかわらず、「三」を平

声に用いたのは二四不同の規則(一句中の第二字と第四字とは平仄が同じではないけない)を守るため。第四の「汝」は仄声であるから、第二字の「三」は平声として用いなければならない。」

(134頁)とある。

⑱ 汝を踏み練を披て清秋に立つ

月は上る長安の百尺の楼

文集 八月十五夜の詩

この詩、朝綱卒去の後、数年を送る。相公の二条京極の梅園の旧亭において、八月十五夜、時の好士輩有り。月を翫びてかの梅園の旧亭に到る。老たる比丘尼一人有り。出で来たりて問ひて云はく、「誰人の遊ばしめ給ふや。故宰相殿の人は、ただ尼一人を遺すのみなり。かの家の奴はその員死亡し、尼また明旦を知らず」と云々。好事の人々いよいよもつて感歎し、あるいは泣く。しかる間、尼公、「そもそも「月は上る長安の百尺の楼」の詩、往日の相公の詠に似ず、「月に」とこそ詠ぜられしか。今夜なり。月によりて百尺の楼に上るなり。月はなにしに楼に登るべきぞ」と云ふに、人々皆信伏して尼に問ふ。答へて云はく、「故宰相殿の物張なり」と。よりにて人々おのおの纏頭を給ひて、終夜語り了んぬ。相公の風詠珍重なりと云々。(四の63)

右の朗詠句の「月上長安百尺楼」の「月上」の訓読方法について、かつて朝綱に仕えた比丘尼が「月に上る」と、朝綱は詠誦された、と述べる。上る主体を人と解釈する立場である。「月は上

る」と訓読すると、当然「月」が主体となる。

①夜を逐つて光多し呉苑の月

朝ごとに声少なし漢林の風

秋葉日に随つて落つる詩 後中書王

「漢林」の事。人々伊鬱して曰はく、「もし漢の上林苑か。離合意に任すなり」と云々。宮、「詞林」をもつて証せらる。人々歎伏す。以言云はく、「この句佳句なりといへども、中書王の御詩においては「八葉の風声は祖業を承け、一枝の月の桂は孫謀を作す」の句にしかず」と云々。

(四の64)

右は、「漢林」という語について、「漢の上林苑」のことか、勝手な造語であると、問題にしたとき、宮が『詞林』を例証とされたので、人々が感嘆し納得したというものである。「詞林」は詩文を集めたもの、詩人・文士の仲間、辞書などの意味があるが、「漢林」が「漢の上林苑」をつづめた語とすると、「詞林」とは語構成が異なり、例証とはならない(脚注)。

②東行西行雲眇々 二月三日日遅々

漢家後集 楽天の北窓三友の詩を読む

この詩は後代に及び、菅家の人の室家、北野に参らしめて詠ぜしむる間、天神教へしめて曰く、「とさまにゆきかうさまにゆきくもはるばる。きさらぎやよひうらうら」と詠ずべしと云々。(四の66)

右は、菅公の「東行西行雲眇々 二月三日日遅々」の訓読方

法について、天神が教えたというものである。「東西」は日本国語大辞典によると、「書記―雄略三年四月(前田本訓)」に「天皇皇女の不在(なき)ことを疑ひたまひて恒に、闇夜に東西(トサマカウサマ)に求め使たまふ」とあり、「眇々」は、名義抄に「眇ハルカナリ(佛中71)」、色葉字類抄に「眇々ハルカナリ(上41ウ8)」とあり、「遅々」は名義抄に「遅々ウラウ(佛上57)」とある。

③誰か知らむ秋昔の情盛りならしむるを

三五の晴天夜を徹して遊ぶ

月影秋の池に泛かぶ 江相公 亭

古人相伝ふ、「昔、凶しき人有り。相公に告げて曰はく、「江納言常に曰はく、「相公は詩に巧みなるも、才においては浅きなり」と。相公聞きて、亭子院の詩の席に、江納言は必ず講師為らむ。相公この句を作り、誤りて読ましめんと欲ふ。しかるに作者の心のごとくに講ず。相公大いに感ず。「昔」はなほ夜のごとく、「為」はなほ教のごときなり」と。(四の68)

右は、「唯知秋昔為情盛」の「昔」「為」の訓読方法について述べている。大江朝綱としては、「昔」は「ヨル(夜)」、「為」は「シム(使)」と訓読したいわけである。名義抄に「昔イニシ(佛中89)」とある。又、「為」は大漢和辞典によると、『古書虚字集釈、二』に「為、猶使也」とある。

② 雨を含める嶺松は天更に霽れ
秋を焼く林葉は火還つて寒し

延喜御屏風の詩。幽居の秋晚 江相公

この詩などを奏す。宣旨に、「還」「寒」等の音、同音なるはいかん」と。(四の69)

右は、「焼レ秋林葉火還寒」の「還」と「寒」とが同音であることを問題にしている。脚注によると、朗詠注には「火還還三字、有レ煩ニ音読一由、時人称レ之。相公以ニ文集商声清脆一被レ為レ例云々」(139頁)とある由である。

③ また命せられて云はく、「菅家云はく、「温庭筠の詩の体は優善なり」と。(五の17)

菅原道真が、晩唐詩人温庭筠は詩体が優美にして善い、と述べたことが記されている。

④ 後中書王の「酒をもつて家と為す」の御作に云はく、「杜康昔構容人息」。下の三字の読みいかん」と。師答へられて曰はく、「人の息を入ると読むべし」と云々。いまだ詳かには覚えぬ。何の書に出づるか」と云々。(五の18)

右の傍線部の「容人息」のよみ方が問題になっている。脚注によると、「底本「人ノ息キ入ト」。新撰朗詠集の群書類聚本は「人の息を容れ」と読む。ただし古写本では、梅沢本・大谷大学本は「人ノヤスムコトライレ」、陽明文庫本は「人ヲイレテヤスム」、穂久邇文庫本は「人ノヤスマムコトヲユルシ」、フォッグ美術館本は「人ノヤスムコトヲイレタリ」と読む。(181頁)とあ

る。ちなみに、名義抄には「息イキイコフヤスム(法中71)」とある。

⑤ 「遊子に二説有り。一は黄帝の子なり。皇帝の子四十人有り。その最も末の子、旅行の遊びを好み、敢へてもつて宮中に留まらず、旅遊の路において死去すと云々。その死せむとする時、誓ひて云はく、「我常に旅行の遊びを好めり。もし我がごとく旅行を好む者あらば、必ず守護神と成りて、その身を擁護せむ」と誓ひて、道祖神と成りて旅行の人を護らしむ。この事、集注文選の「祖席」の所に見ゆるなり。餞送の起りはこの縁なり」と。予また問ひて云はく、「この事尤も興あり。祖餞の両字の訓読はいかん」。命せられて云はく、

「両字ともに「むく」なり。旅行の人に酒を酌まして饗せしむるに、その上分をもつて、道祖神にむけて旅行を祈り付けしむるなり。よりにて祖席と号く」と云々。予また問ひて云はく、「その今一の説はいかん」と。命せられて云はく、「件の一人の遊子は、ただ遊子とてさるものあるか。それも見る事侍るなり。詳かならず」と。(六の61)

右は、「遊子」の意味が話題になっているが、これに二説があり、一つは皇帝の末子で旅行を好み、死んで道祖神となったという説であり、もう一つは、ただ遊子と云うてさういふものがあるという説である。この中で問題にしているのは、「祖餞」の二字の訓読法である。匡房は、これに対して「二字ともに「むく」と読む」と答えている。名義抄には、「祖」「餞」に「ムク」の訓

は見られないが、色葉字類抄に「酸^{ムク祭也}酒於神也」(中四五オ一)とある。「ムク」は「タムク(手向)」などと熟語としても用いられるが、「神に供え物をささげる」ことである。「祖席」ははなむけの宴席。脚注に「文選二十の類題「祖餞」の李善注に「崔寔四民令曰、祖、道神也。皇帝之子、好^二遠遊^一死^二道路^一。故祀以爲^二道神^一、以求^二道路之福^一」(247頁)とある。

おわりに

以上、『江談抄』の中から、言語に関する説話を取り出し、それを、話し、聞く、書き、読むの四つの言語活動に分類して、それぞれに該当する例を検討してみた。分類は必ずしも厳密なものではなく、中には所属に迷うものも存するが、一応、分類した結果によると、「話す言語生活」に属するものが二条、「聞く言語生活」に属するものが一条、「書く言語生活」に属するものが四條、および「読む言語生活」に属するものが十八條である。圧倒的に「読む言語生活」に関するものが多い。しかも、このうちの十條(用例番号13 14 15 16 17 18 19 20 21 22)は、朗詠集の注釈に関するものである。これを、参考のために、鎌倉時代に成立した『十訓抄』の場合と比較してみると、『十訓抄』では、「話す言語生活」に属するものが十二條、「聞く言語生活」に属するものが六條、「書く言語生活」に属するものが一條、および「読む言

語生活」に属するものが三條である。『江談抄』では、「書き、読む言語生活」、特に「読む言語生活」の記事に偏重しているかわかる。『十訓抄』が少年のための教訓書的人格を持つのに対して、『江談抄』は「基本的には公卿の有職故実の伝承である口伝教命の系譜のもとにあるが、話者、筆録者が学問の世界の大家と俊秀ということから」(大系本二頁解釈)、内容上、詩の語句の解釈や難語句の読みなどの記事が多くなったものと考えられる。

「江談抄」にみられる言語生活

Language Activity in "*Gôdanshō*"

Mutsuo UTSUNOMIYA